

○大山町多世代等同居支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町多世代等同居支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内の住宅において多世代等同居に必要な改修を行う者に対し、当該改修に要する費用の一部を補助することにより、子育てにおける不安や負担を軽減する環境を整えるとともに、定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多世代等同居 親等及び子世帯で構成される世帯をいう。
- (2) 子世帯 義務教育終了前の子ども（胎児を含む）及び当該子どもの親権を行う者を構成員に含む世帯又は世帯を構成する世帯主及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者として町長が認めた者を含む。以下同じ。）のいずれもが住民異動を行う日において40歳未満である世帯をいう。
- (3) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (4) 親等 子の父母又は祖父母をいう。
- (5) 住宅 玄関、居室、台所、便所及び浴室を有し、かつ、利用上の独立性を有する家屋をいう。
- (6) 改修 住宅の増築、改築及びリフォームをいう。
- (7) 増築 居住部分の床面積を増やすための工事をいう。
- (8) 改築 居住部分の用途や間仕切りの変更等を伴う工事をいう。
- (9) リフォーム 居住部分の利便性を向上させるための改装をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、多世代等同居を行うために町内の住宅を改修する子又は親等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第8条の規定による実績報告時において、補助対象となる世帯の全員が当該住宅に居住し、かつ、本補助金の交付を受けた年度から5年以上同居する見込みであること。
- (2) 子世帯が、親等と同居するために新たに住民異動を伴う転居を行うこと。
- (3) 親等が、補助金の交付申請を行う日（以下「申請日」という。）より前3年以上継続して町内に住所を有していること。
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する

者でないこと。

- (6) 多世代等同居を行う世帯員のいずれかが申請日において、生活保護その他の公的住宅扶助を受ける者でないこと。

(補助金の交付等)

第5条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表の第1欄に掲げる事業とする。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる経費の額に同表第3欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。また、同表の第4欄に掲げる額を限度とする。）とする。

(補助金の申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大山町多世代等同居支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 親等と子世帯の世帯員全員の住民票の写し
- (2) 親等と子世帯との続柄を証明する戸籍謄本の写し等
- (3) 事業に係る経費の明細がわかる見積書等の写し
- (4) 住宅の平面図等
- (5) 施工箇所を確認できる現況写真
- (6) 住宅の所有者の改修工事承諾書（住宅の所有者以外が申請者となる場合に限る。）
- (7) 母子健康手帳の写し（出産を予定している子世帯である場合に限る。）
- (8) 納税確認同意書
- (9) 誓約書（様式第2号）

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めたときは、速やかに大山町多世代等同居支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、大山町多世代等同居支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 多世代で構成する世帯員全員の住民票の写し
- (2) 事業の内容がわかる明細書又は契約書の写し
- (3) 補助事業に要した経費に係る領収書の写し
- (4) 施工箇所を確認できる補助事業実施後の現況写真

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、大山町多世代等同居支援事業補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、大山町多世代等同居支援事業補助金等交付請求書(様式第6号)を町長に提出するものとし、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認めた場合は、交付した補助金の全部の返還を命ずることができる。

2 補助金の交付を受けた者が補助金の交付年度から5年を経過するまでに同居を解消又は住宅を取り壊し若しくは売却したときは、町長は補助金の全部の返還を命ずることができる。ただし、町長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

2 この要綱の実施については、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(平成25年大山町条例第31号)を適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、第11条の規定については、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

別表（第5条関係）

1 補助対象事業		2 補助対象経費	3 補助率	4 補助 上限額
対象事業	対象要件			
多世代等同居を行うための住宅改修事業	<p>次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 住宅の居住部分に対して行う改修であること。</p> <p>(2) 子世帯が親等と同居するために新たに住民異動をした年度又は翌年度に行う改修であること。</p> <p>(3) 別荘その他の一時的な利用に供するものでないこと。</p> <p>(4) 賃貸又は販売その他の営利目的に供するものでないこと。</p> <p>(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定に基づき適正に建築されたものであること。</p> <p>(6) 交付申請した年度内に実績報告が行える事業であること。</p> <p>(7) 補助金の交付決定後に改修に着手する事業であること。</p> <p>(8) 改修に要する経費が30万円以上かかるもの。</p>	<p>多世代等同居をするための住宅の改修に要する費用</p> <p>ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 居住の用に供さない部分に係る改修に要する経費</p> <p>(2) 補助対象者（世帯の構成員を含む。以下同じ。）が自ら施工するもの又は補助対象者が代表である事業者への発注に要する経費</p> <p>(3) 防犯若しくは防災機器の設置、修理又は交換に要する経費</p> <p>(4) 家具、家庭用電気機器器具等の購入に要する経費</p> <p>(5) リフォームのうち、部屋の模様替え、壁及び床の張替等利便性の向上につながらないもの</p> <p>(6) 修繕に要する経費</p>	1/2	50万円

年 月 日

大山町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年度大山町多世代等同居支援事業補助金交付申請書

大山町多世代等同居支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付対象事業名 年度大山町多世代等同居支援事業補助金

2 事業の内容

住宅の所在地	大山町 番地
住宅の所有者	
事業に要する経費	円
交付申請額	円
改修種別	増築 / 改築 / リフォーム
施工業者	住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

3 添付書類

- (1) 親等と子世帯の世帯員全員の住民票の写し
- (2) 親等と子世帯との続柄を証明する戸籍謄本の写し等
- (3) 事業に係る経費の明細がわかる見積書等の写し
- (4) 住宅の平面図等
- (5) 施工箇所を確認できる現況写真
- (6) 住宅の所有者の改修工事承諾書（住宅の所有者以外が申請者となる場合）
- (7) 母子健康手帳の写し（出産を予定している子世帯である場合に限り。）
- (8) 納税確認同意書
- (9) 誓約書（様式第2号）

様式第2号（第6条関係）

誓約書

私は、大山町多世代等同居支援事業補助金の申請をするにあたり、次の事項について誓約します。

1. 町長に提出する書類の記載内容に偽りはありません。
2. 町長が指示する必要な書類は、決められた期間内に提出します。
3. 大山町多世代等同居支援事業補助金交付要綱第4条に掲げる補助金交付対象者要件を喪失した場合は、速やかに届出をすることとし、同要綱第11条に定める取消を受けた場合には、受給した補助金の全額を指定された期日までに返還します。

年 月 日

大山町長 様

(申請者) 住 所
氏 名

様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

大山町長

年度大山町多世代等同居支援事業補助金の交付（不交付）決定について（通知）

年 月 日付で申請のあった大山町多世代等同居支援事業補助金については、大山町多世代等同居支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 円

（不交付理由）

（教示）

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大山町長に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大山町を被告として（訴訟において大山町を代表する者は大山町長となります。）、提起することができます。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

大山町長 様

申請者 住 所
氏 名

大山町多世代等同居支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった大山町多世代等同居支援事業補助金に係る事業実績について、大山町多世代等同居支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の名称 年度大山町多世代等同居支援事業補助金
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助対象事業費（実績額） 円
- 4 完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類 (1) 多世代で構成する世帯員全員の住民票の写し
(2) 事業の内容がわかる明細書又は契約書
(3) 補助事業に要した経費に係る領収書の写し
(4) 施工箇所を確認できる補助事業実施後の現況写真

様式第5号（第9条関係）

番 号
年 月 日

様

大山町長

大山町多世代等同居支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった大山町多世代等同居支援事業補助金については、下記のとおり確定しましたので、大山町多世代等同居支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補助金の確定額

円

様式第6号（第10条関係）

大山町多世代等同居支援事業補助金等交付請求書

一金 円也

これは 年 月 日 第 号をもって交付決定通知のあった 年
度大山町多世代等同居支援事業補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
氏 名

大山町長 様